

改正派遣法を含む「働き方改革関連法案」が成立へ

労働者派遣法改正案などを含む「働き方改革関連法案」が、6月中にも参院本会議で可決・成立します。昨年9月中旬に法案要綱をまとめながらも、衆院解散や厚生労働省の不適切な調査データなどで紆余曲折をたどり、政府は会期延長の末に成立にこぎ着ける格好です。改正の柱は(1)「残業時間の罰則付き上限規制」、(2)雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保(同一労働同一賃金)、(3)高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す成果型の「高度プロフェッショナル制度」(高度プロ)の創設――です。

施行期日は、(1)が大企業19年4月、中小企業20年4月、(2)は大企業20年4月、中小企業21年4月 ※派遣法については20年4月、(3)は一律に19年4月――となっています。

さて、成立後の流れはどうなるのでしょうか。改正された各法律に基づき、厚労相の諮問機関である労働政策審議会が政省令などを決める議論に入ります。7月以降、(1)と(3)の関連は労働政策審議会の「労働条件分科会」で、(2)の関連は労政審の「同一労働同一賃金部会」で始まります。

中でも、労働者派遣法について「選択制2方式」の骨格だけが決まって実務・運用などをこれから詰める「同一労働同一賃金部会」が注目されます。派遣法の新たなルールとなる「選択制2方式」とは、①派遣先の労働者との均等・均衡による待遇改善、②派遣元との労使協定による一定水準を満たす待遇決定――のことを指します。しかし、具体的かつ実務面の運用方法などについては固まっておらず、7月以降の労政審で検討・議論していきます。労政審の事務局となる厚労省は、7月以降の議論開始を念頭に、公益・労働者側・使用者側の各委員への日程調整に本腰を入れ始めました。

労政審とは別に厚労省が「導入マニュアル策定事業」

一方で、労政審とは別に厚労省は、「同一労働同一賃金」について「導入マニュアル策定事業」を始動させる構えです。

同事業は「パートタイム労働者・有期契約労働者・派遣労働者に対して、各企業が賃金制度も含めた待遇全般の点検を行う必要がある」として動く本年度事業(来年3月まで)で、業界別のマニュアルを作成し、周知啓発を図るものです。厚労省が「みずほ情報総研株式会社」に委託し、中身の作成に向けては「企画調整統括委員会」(公益委員6人・今野浩一郎座長)と「業界別企画調整検討委員会」(公益1人、労使同数で1~2人)を設ける方針です。

対象業界は有期雇用が多い業界として、具体的に「スーパーマーケット業」(新日本スーパーマーケット協会)、「食品製造業」(食品産業労務懇談会)、「自動車部品業」(日本自動車部品工業

会)など計8業界を選定。この中に「労働者派遣業」もあり、そこには日本人材派遣協会と日本生産技能労務協会が選定されています。

選定協会・懇談会の中から、「業界別企画調整検討委員会」に事務レベルの代表者1人が参画する見通しです。労政審の分科会・部会と併せ、こちらの進捗や動向にも注視が必要となります。